

千葉県ピアナッツ会則

第1章 総則

第1条（名称）

当団体は、千葉県ピアナッツ（以下「本団体」という）と称する。

第2条（目的）

本団体は、千葉県におけるメンタルヘルスパイサポートに関する以下の活動を行うことにより、より良いパイサポート活動ができるようにすること、精神的な困難や病気などの経験を持つ当事者同士が、支え合い・学び合い・高め合うことを通じて、より良い社会づくりに寄与することを目的とする。

第3条（活動）

本団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. パイスタッフ・パイサポーターの交流や学びの機会づくり
2. 講座、研修、勉強会、対話会などの企画・運営
3. 情報の発信および共有
4. 現場視察
5. 講師派遣
6. その他、目的達成に必要な活動

第4条（所在地）

本団体は、千葉県に事務局を置く。

第2章 会員

第5条（会員の資格）

本団体の目的に賛同する者は、所定の手続きをもって会員となることができる。

第6条（入退会）

1. 会員として入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

2. 会員は任意に退会することができる。
3. 会員が本会の名誉を著しく傷つけたときは、役員会の判断により除名することができる。
4. 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したときは、退会したものとみなす。

第3章 役員・運営

第7条（役員の構成）

本団体に次の役員を置く。

代表 1 名

副代表 若干名

事務局長 1 名

運営委員 若干名

会計 1 名

監事 1 名

その他、必要に応じて役員を置くことができる。

会計と監事については、他の役員と兼務することができる。

第8条（役員の職務）

代表は、本会を代表し、会務を統括する。

副代表は、代表を補佐し、代表不在時にはその職務を代行する。

事務局長は、本団体に関する実務を担当する。

運営委員は、本団体の運営に関する企画および実行を行い、代表・副代表を補佐する。

会計は、本団体の会計を担当する。

監事は、会の会計の監査をする。

第9条（任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

第10条（総会）

総会は、年1回開催し、会の方針・活動計画・予算・会則の変更等について話し合う。

総会は、会員の3分の1の出席（委任含む）で成立し、出席者の過半数の賛成で決定する。

第 11 条（臨時総会）

代表が必要と認めたとき、または会員の 3 分の 1 以上の要請があったときは、臨時総会を開催する。

第 12 条（会費）

会の運営に必要な会費については、次のとおりとする。

1. 年会費を徴収する場合には、総会にて金額及び徴収方法を定める
2. 研修会等で都度参加費を徴収する場合には、役員会議にて決定する

第 5 章 会計

第 13 条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 附則

第 14 条（会則の改正）

本会則の改正は、総会において出席会員の過半数の同意によって行う。

第 15 条（解散）

本会を解散するには、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得るものとする。

令和 6 年 5 月 25 日 第 2 回総会にて制定